

くみあいニュース No. 145

2020.6.26 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

職員組合のメーリングリストおよび ウェブサイトがリニューアルされます。 近日中に新しいシステムに関する ご案内のメールが届きます。

1. コロナ問題への対応で、想定外の業務が増え、大変な状況が続いています。一連の大学の対応や労働環境に問題、疑問が生じていましたら、下記メールアドレスにお知らせください。どのような小さなことでも、コロナ対応以外の問題でも結構です。個人が特定できない形で、組合から法人に改善を要求や問い合わせをさせていただきます。

連絡先：kitu-info@laborunion.xsrv.jp

2. 教職員共済に関しまして、以前は教職員組合と通じて加入していましたが、大学を通じて加入できなかったため、本組合としては教職員共済への積極的な新規加入受付を停止してきました。しかし、現在も以前からの加入者や転入が20名ほどおられますため、組合が事務手続きを行ってきました。これを今後、京都大学職員組合で教職員共済を担当されている同組合専従書記の栗山敦氏に事務手続を依頼することとしました。この件に関しましては、これまでの総会で同意いただいているところです。また、職員組合のWebサイト、メーリングシステムの維持管理もお願いすることとし、契約を締結させていただきました。栗山氏には早速、組合のホームページを新しく作成いただきましたのでご覧ください。また、栗山氏は行政書士も開業しており、組合員は、行政への申請書類や遺言書などの書類作成の相談を受けることができます。

<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion/Newspaper>

また、近日中に組合員のみなさんへログイン情報をご案内いただきますが、新しいWebサイトから、登録されている組合員の方へ発信されます。

その発信元のメールアドレスは、kitu-info@laborunion.xsrv.jp です。 以後の職員組合からの発信はすべてこのメールアドレスからになりますのでご注意願います。

3. 組合から人事労務課への質問および抗議

組合員から執行員会に伝えられました疑念や抗議を人事労務課に問い合わせを行い、下記の通り回答がえられました。

- 年俸制への移行に関しする問い合わせ内容（6月19日）および回答（6月23日）

[問い合わせ内容]

年俸制への移行時期については下記のような通知になっておりますが、移行時期による不利益が生じる可能性はどうか。具体的には、月給制の人が年俸制に切り替えるとき、ボーナス月の翌月（つまり、7月1日か1月1日）からの切り替えにしないと、損をすることはないか。

【移行期間】

令和2年6月16日～令和2年9月15日までの間に申出を行った者

1号年俸制切替日：令和2年10月1日

令和2年9月16日～令和2年12月15日までの間に申出を行った者

1号年俸制切替日：令和3年1月1日

【移行期間終了後（予定）】

令和2年12月16日～令和3年3月15日までの間に申出を行った者

1号年俸制切替日：令和3年4月1日

令和3年3月16日～令和3年6月15日までの間に申出を行った者

1号年俸制切替日：令和3年7月1日

[回答]

月給制から新年俸制に切り替える場合の年俸額については、次のとおり決定しています。

- 1) 切り替えのあった年の1年間の給与額（年収）を、切り替えの前後で比較しております。
- 2) この際、職務給基本額が期末手当に、年次業績給が勤勉手当に対応することになりますが、年収で比較する場合、実際に新年俸制教員として在職した期間ではなく、切り替え前から同給与制度の教員として在職したものとみなして（満額計算して）それぞれの年俸額を計算し

ております。

- 3) 既に切り替えの申し出があった教員には、この方法で計算した給与の比較資料に基づいて説明を行い、年俸を決定しております。
- 4) また、切り替え前に実際に期末手当・勤勉手当が支給される場合は、新年俸制の職務給基本額及び年次業績給の一部又は全部が先に支給されたものとみなして差引を行い、残額がある場合はそれを毎月の職務給基本額又は12月期の年次業績給として支給することで、調整を行う予定です。

このように、切り替え時期によって有利不利が発生しないように考慮しております。

- コロナ対応等に関する問い合わせ（4月7日）とその回答（4月8日）

[非常勤教職員に関する質問]

- 1) コロナ感染問題のため講義が減少するなどの理由で非常勤教職員の出勤回数が減った場合、手当てに影響しますか。また、影響する場合はどのように影響しますか。
- 2) 非常勤教員の場合、出勤に関する時間数に関して契約が交わされています。出勤管理の観点から、非常勤教員が自宅からオンライン講義することは認められるでしょうか。
- 3) 連休明けまでに moodle を利用した1回分の授業をすることについて、非常勤教員の場合、授業をしたことの確認、いつ出勤したことになるか、どのように対応をされる予定でしょうか。また、非常勤教員への周知はどうなっていますでしょうか。

[回答]

4月7日付けで非常勤講師の方へ文書（「前（春）学期の授業の実施方法及び受講登録について」）を発出しております。遠隔授業の活用（必要に応じて対面授業との併用）によって大学設置基準の規定を満たすことを記載しており、また、遠隔授業の課題を学生情報ポータルに掲示した日に1回分の授業を実施したものとして対応することも記載しております。

非常勤講師の方に通知した文書を添付しますので、詳細についてご確認ください。

[全教員に関する質問]

現在、オンライン講義および対面授業を併用することが指示されています。オンライン講義をする場合に、その環境を整えるための費用の負担はどうなりますか？

[回答保留]

[新年俸制に関する抗議]

新年俸制に関して、組合員より下記の抗議が寄せられています。至急に対応をお願いいたします。

「新年俸制の件で、「見積もりシミュレーションを依頼したいので連絡先を教えてください。」という意見を moodle で出しましたが、返事が来ていない。その間に、3月31日付で新年俸制へ

の変更締め切りが出されました。意見を募っておきながら何も回答せずに、新年俸制への変更締め切りを打ち出されて、不愉快に思っている。」

[回答]

moodle への回答遅延について、大変失礼いたしました。早急に対応いたします。また、3月31日付けで発出した文書は、新年俸制への移行手続きや申出書の様式に関する通知です。

<https://www.jim.kit.ac.jp/soumu/portal/Reader/index.php?function=NoticeMessage&id=1073>

5

令和2年4月1日～4月30日の間に移行の申出を行った場合は、切替日を令和2年4月1日に、そして5月1日～6月15日の間に移行の申出を行った場合は、切替日を令和2年7月1日とする旨を記載しております。3月31日をもって新年俸制への移行を締め切っておりませんので、その旨ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4. 過半数代表者は、松ヶ崎キャンパスの過半数代表者を1名、嵯峨キャンパスの過半数代表者を1名選出することになっています。今年は、5月27日（水）に公示があり、6月6日（水）に、松ヶ崎の候補者村田滋先生、嵯峨の候補者都丸雅敏先生の信任投票が行われ、お二人とも信任されました。

これまでの過半数代表者選挙においては、職員組合執行委員会から推薦候補者を届け出ており、信任投票の結果、その方が過半数代表者になっておられます。今年は、組合から松ヶ崎の候補者として村田滋先生（機械システム工学系）を推薦することが承認され（5月29日執行委員会）、推薦候補者として届け出ていました。なお、嵯峨の候補者については、そもそも嵯峨の勤務者数（及び組合員数）が少ないこともあり、組合からの推薦にこだわらず、嵯峨勤務の方々にお任せしています。今回、信任されました都丸雅敏先生は組合員でもありますので、情報の共有等ご協力いただけるものと思います。

5. 御還暦のお祝い:2019年度にご還暦を迎えられた組合員は5名おられました。残念ながらコロナ感染拡大防止のため、歓談の席を設けることができませんでしたが、全員にお祝いの記念品を差し上げました。

くみあいニュースの内容について、どのようなことでも気軽にご意見をお寄せ下さい。